

埋蔵文化財包蔵地内での開発に伴う申請手続きフロー

開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地かどうかの確認（窓口、FAX、メール等）



周知の埋蔵文化財包蔵地に該当、または隣接地に該当した場合

該当しない

申請書の提出

※工事着手予定日の 60 日以上前にご提出ください。

※町ホームページで申請書を取得できます。

HP トップページ 観光・歴史 → 歴史・文化財 → 文化財
→ 埋蔵文化財（遺跡）の保護
詳細は文化課までお問い合わせください。

申請は必要ありません。

慎重に工事を行っていただき、
遺構や遺物が発見された場合は、
速やかに町教育委員会文化課へ
ご連絡ください。



申請書類の提出後 2 ～ 3 週間程度

現地を確認させていただき、必要に応じて埋蔵文化財指導員が試掘調査を実施します。
試掘調査の費用は町教育委員会が負担します。



遺構・遺物の検出

取り扱い協議にご協力ください。

遺構・遺物なし

県への報告、回答までお待ちください。



およそ 1 週間～



埋蔵文化財指導員が県へ報告書を作成、報告します。



2 週間～ 1 か月

県から町へ回答書が届き次第、担当者さまにご連絡いたします→工事着手可能

工事着工予定日まで、余裕をもった申請をお願いいたします。